

5月1日(木)
受付開始

木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助

市民の皆さんが安全・安心に暮らせるよう、耐震診断や耐震改修を予定している方に費用の一部を補助します。利用する方は、必ず事前に申請をしてください(申請前に着手した場合、補助対象になりません)。詳しくは、お問い合わせください。

①木造住宅耐震診断費補助

対象 次の要件をすべて満たすもの
①市民が自ら所有し、居住する木造住宅、②昭和56年5月31日以前の旧耐震基準によって建てられた、在来軸組工法による2階建以下の木造住宅、③所有者が市税を滞納していないこと。

補助額 費用の3分の2以内(上限4万円)
診断者 市に登録している耐震診断士など **募集戸数** 50戸(先着順)

②木造住宅耐震改修費補助

対象 耐震診断費補助の要件【上記】①～③をすべて満たし、耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある」(構造評点が1.0未満)と判定された木造住宅

補助区分	申請者の所得区分	費用に対する補助率	上限額	募集戸数
設計費	—	2分の1	10万円	51戸 (先着順)
工事費* (監理費含む)	世帯全員が非課税	4分の3	85万円	
	所得600万円以下	2分の1	60万円	
	所得600万円超	4分の1	35万円	

*設計の補助を受けた場合は、設計の補助額との差額が上限額となります。

設計者 市に登録している耐震診断士など **施工者** 市内業者で建設業法許可のある者など
*木造住宅耐震改修費補助制度を利用しない場合には、建て替えまたは新たに住宅を購入される方に向けた住宅ローンの利子(一部)に対する補助制度もあります。ご相談ください。

申込方法 ①12月19日(金)、②11月28日(金)必着。耐震診断または耐震改修の申請書、住民票、住民税・固定資産税・都市計画税の納税証明書、費用の見積書、登記事項証明書(家屋)、平面図(耐震改修の場合は、所得証明書、診断報告書および改修内容が分かる書類も)を〒260-8722千葉市役所住宅政策課へ郵送または直接持参。

申請書配布場所 住宅政策課、各区役所地域振興課、各市民センター・連絡所。市ホームページからも印刷できます。

参加者募集

木造住宅 耐震診断費・耐震改修費補助制度説明会

木造住宅の耐震診断費・耐震改修費補助制度【上記】の説明会を行います。当日直接会場へお越しください。

日程	場所
4月15日(火)	中央コミュニティセンター8階
16日(水)	緑区役所5階
17日(木)	稲毛保健福祉センター3階
22日(火)	若葉保健福祉センター3階
23日(水)	花見川保健福祉センター3階
24日(木)	美浜保健福祉センター4階

時間14:00～15:30。お住まいの区以外の参加も可。来場には、公共交通機関をご利用ください。

住宅の耐震改修 固定資産税の減額と所得税の特別控除

昭和56年6月1日以降の耐震基準を満たすように住宅を改修した場合、申告により固定資産税の減額や所得税の特別控除が受けられます。

申告窓口
固定資産税 管轄の市税事務所資産税課(改修工事完了後3カ月以内に申告)
所得税 管轄の税務署
*申告には、耐震改修に関する証明書が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 住宅政策課
☎245-5896 ☎245-5795

予防接種を受けましょう

市では、各種の予防接種を行っています。詳しくは、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。
なお、予防接種や検査を受ける場合は、あらかじめ医療機関に予約を入れましょう。



子育て中の方へ

接種間隔に注意し、必要なワクチンの接種【下記】を受けさせ、未然にお子さんを病気から守りましょう。

◆ヒブ・小児用肺炎球菌

生後2カ月～4歳で1～4回(回数は接種開始月齢により異なります)

◆四種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)

生後3カ月～12カ月に20～56日の間隔をおいて3回の後、12～18カ月の間隔をおいて1回(合計4回)

*すでに三種混合または不活化ポリオの予防接種を受けている方は、最後まで同じワクチンの接種を受けましょう。

◆麻しん(はしか)・風しん

1歳で1回の後、小学校に入学する前年度に1回(合計2回)

◆日本脳炎

3歳で6～28日の間隔をおいて2回の後、おおむね1年の間隔をおいて1回、その後、小学4年生で1回(合計4回)

*平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれて接種を終了していない方は不足分を接種できます。

◆二種混合(ジフテリア・破傷風) 小学6年生で1回

妊娠を希望する女性の方へ

生まれてくる子を先天性風しん症候群から守るため、風しんの抗体検査を実施し、予防接種費用の一部を助成します。

助成種類	期間	対象	費用
抗体検査	来年3月31日(火)まで	風しんなどにかかったことが無く、予防接種歴・抗体検査歴が無い妊娠を希望する女性	無料
予防接種	〃	抗体検査の結果、抗体価が低い妊娠を希望する女性	3,000円

◆ご注意ください◆

成人用肺炎球菌の予防接種費用に対する助成を一時休止します

平成26年度の75歳以上の方などに対する成人用肺炎球菌の予防接種費用の助成について、4月1日(火)～9月30日(火)に受けた接種に対する助成を休止します。この期間に受けた接種は、助成の対象となりませんのでご注意ください。10月以降に開始する助成については、改めてお知らせします。

問い合わせ 市保健所感染症対策課 ☎238-9941 ☎238-9932

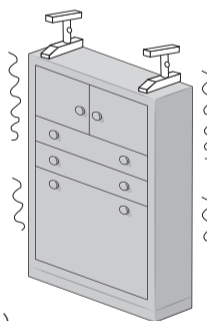
対象を所得税課税世帯にも拡大

家具転倒防止金具の取付費用の一部助成

指定事業者による家具転倒防止金具の取付費用などの一部助成を、所得税課税世帯の方も受けられるようになりました。事業者、申請方法など詳しくは、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

*金具は利用者負担です。また、申請前に金具を取り付けた場合は対象になりませんので、ご注意ください。

対象 世帯全員が次のいずれかである世帯のうち、自ら転倒防止金具を取り付けられない方
①65歳以上の方、②65歳以上の方および身体障害者手帳1・2級の方、③身体障害者手帳1・2級の方、④身体障害者手帳1・2級の方および20歳未満の方
助成額 ①と②の合計額
①出張料 1回5,000円を上限
②取付費用 家具1台あたり500円を上限(5台まで)



問い合わせ ・各保健福祉センター高齢障害支援課
中央☎221-2150 花見川区☎275-6425 稲毛☎284-6141
若葉☎233-8558 緑☎292-8138 美浜☎270-3505
・高齢福祉課 ☎245-5166 ☎245-5548
・障害者自立支援課 ☎245-5173 ☎245-5549

はり・きゅう・マッサージ施設利用券を交付

65歳以上の市内在住の方で前年の所得が200万円未満の方を対象に、保険診療外でのはり・きゅう・マッサージの施術費用の一部を助成します(保険診療での施術は対象外です)。

交付枚数 年間10枚(再交付は不可) **助成額** 利用券1枚につき800円
利用方法 指定施術所(出張含む)で利用券を提出。利用は1人1日1枚。
利用期間 来年3月31日(火)まで

申請に必要なもの 保険証、運転免許証など申請者本人であることが分かるもの、利用者の平成25年(4月～6月に申請する場合は平成24年)の所得が分かる書類(市・県民税納税通知書、非課税通知書など)、申請者の印鑑

申請先 各区役所保険年金課または市民センター(市民センターで申請した場合、利用券は後日郵送)

問い合わせ ・各区役所保険年金課
中央区☎221-2131 花見川区☎275-6255 稲毛区☎284-6119
若葉区☎233-8131 緑区☎292-8119 美浜区☎270-3131
・健康保険課 ☎245-5146 ☎245-5544